



質疑の申し出がありますので、順次これを許し  
ます。金田英行君。

（金田英）委員　本当に連日の御審議御苦労をさまでござります。また、大蔵大臣には、大変お忙しいところこうやつておつき合いいただきまして、恐縮に存じます。

金融システムの安定化、信用秩序の維持、安定化の皆さん方にこれぞ金融システムの安定化のための政策であるぞということをお示しできる日が一日も早くからんことをお祈りしております。

る北海道拓殖銀行が破綻いたしました。私も、北海道出身の代議士としてこの未會有な混乱を目撃してきました。单によくなかった当たりにしてきたわけであります。单によくなかった当たりにしてきたわけであります。单によくなかった当たりにしてきたわけであります。单によくなかった当たりにしてきたわけであります。あれから十カ月経過いたしておりますが、まだその混乱は安定しておりません。

北海道拓殖銀行といふのは、北海道で最大の金融機関でありました。道内に網の様に各種の金融の毛細血管を張りめぐらして、地域の金融をしっかりと支えておったわけですが、破綻という事態になつて大変なことになつたわけであります。九千社に及ぶ取引の会社がありましたが、また、その融資を受けている個人は十五万を越えておりました。そういういたた抜銀との取引先は、破綻したんだからあすにでも取り立てがあるんじやないかということで、戦々恐々としましたわけであります。

おかげさまで、受け皿銀行は北洋銀行ですよと  
いうようなことが示されまして、また、預金につ  
いては國を挙げて保護してまいりますというよう  
なことがあつたわけですが、大変な事態にな  
つたわけであります。まさに、北海道の金融地  
図が一夜にして塗りかえられるというようなこと  
になつたわけであります。

どんなことが起きたかということを概略取りまとめてみたいわけですが、拓銀の資金供給がひとりととまつたというようなことになりまして、昨年の十一月から三月にかけて、その資金の供給がとまつたための倒産が各企業で起きてまいりました。大体三月までに百十二の倒産が相次

きまして、そして、その食介新宿の件と一ヶ月二億を超えるというような倒産劇が発生したわけであります。大変な事態でありました。多くの失業者が世にあふれたわけであります。

また、預金は保護されていると言つております  
ても、拓銀の抵当証券を持たされでなげなしのと  
らの子を失つてしまつた多くの方方が大変な事態

がたがたしているわけであります。  
また、この拓銀の債務の中には、信用金庫が相  
当のお金を劣後債という形で持たされておりま  
す。何百億というような劣後債を信用金庫が持た  
れておったわけであります。ある信用金庫に  
至つては百二十億というような劣後債を持たれ  
ていた、その弁済にもしものことがあれば、信

月金庫も者も決して倒産しないから大らかくいう事態にあつたわけであります。大変な騒ぎになりました。多くの、六つぐらいの信金の倒産がまさに現実のものとなつたわけであります。

しかし、いろいろな調整、そしてまた大蔵当局におかれでいろいろな配慮ある措置によりまして、何とか他の信用機関、金融機関の連鎖倒産ま

では防げたわけでありまして、本当にこの点につきましては、大蔵省の御措置、御査定に対しても、心からお札を申し上げなければならないというふうに思つてゐるわけであります。

たくさんのお業者が倒産いたしました。何で倒産したか。それはやはり、ルーズな貸し付け等々がきわまつたんだという形で簡単に片づけられない点があるんだろうというふうに思うわけであります。やはり地域の企業を何とかして起こしたい、新しい産業をこの北海道内で起こすためにインキュベーター的な融資機能も持っていて、そう

いた融資もたくさんあつたわけであります。倒産という、破綻という結果ではありますけれども、やはり単なる安全な貸し付けだけでは金融機関の機能を果たし得ない。やはり地域の企業をしつかりと起こしていこうというような形でやつた投資が結局日の目を見なかつた、不良債権の山

また、拓殖銀行は、たくさんの市町村の指定金融機関としての機能も果たしておりました。そういったことで、それの受け継ぎをどうするか、今でもその指定金融機関の扱いをめぐってまだ調整が続いているところであります。

クを失ったという形で大変な騒ぎになつたわけであります。九千社に及ぶ取引企業が、拓銀がつぶれたので何とかして新しいメインバンクを見つけるなきやならないという形で奔走いたしました。しかし、道内における金融機関というのは、拓銀がまさにガリバー型のトップ金融機関でありますて、その次にというと、道銀さん、北洋さんある

ワークが道内隅々までネットワークされていない弱小の金融機関であります。なかなかメインバンクも見つからない。私は優良な企業だから何とかメインバンクになつてくださいといつても、なかなか、はいわかりました、というように簡単にいいかたないわけであります。

私もいろいろの依頼を受けまして、この企業を困っているから何とかメインバンクになつていただけないだろうかというようなことをお願いしても、会社に行つて一週間も二週間も会社の経理

内容を審査して、残念ながらもこういう経済情勢、早期是正措置等々が行われてているこの段階で、メインバンクはお引き受けいたしかねますと、いうような回答が相次いで、まさに優良企業にあってもその引き受けが拒否されて、第二分類債権、今現在で、大体引き継ぎの見通しがついておるわけがありますが、いまだ二百社については整

理回収銀行に回さざるを得ない、約一千億の金だ  
というようなことになつてゐるわけであります。  
この二百社については、大きな建設業あるいはま  
た流通業が含まれておりますので、それが資本繰り  
が困つてしまつて何万人というような失業者を北  
海道内であふれさせてしまうというような実情で

また、北洋銀行さんは、七%の自己資本比率が、拓銀の受け皿銀行となつたばかりに三%から三・五%ぐらいに落ちてしまう。そういうつた、受け皿銀行になつたばかりに、北洋さんまでも、受け皿までもつぶれてしまつというような危機的な状態の中で、何とかして円滑な債権の引き継ぎを

でございます。  
そんな状況でありますて、今北海道の失業者は十四万人と言われております。一昨年は七万人でありますましたから、失業者は倍になつてゐるわけであります。私も時々そのそばを通りかかるわけであります、まさに職業安定所は芋を洗うような騒ぎでありますて、大変な状態になつてゐる。雇用保険等々で手当ではされておりますが、相当の失業者が、十四万という失業者が世にあふれてゐる。また、こういう雇用情勢でございますので、有効求人倍率は日本の中で一番悪い。〇・三八と書いてゐるわけであります。  
こういった状況を考えてみますときに、拓銀と

いうそういう二つの金融機關を持つとするといふことは、経済的に、社会的に大変なロスをもたらすものだというふうに思うわけであります。北海道經濟は大変な事態になつて、拓銀ショックからいま

た扱いやならないといふが済でござります  
拓銀が破綻したときの債務超過額は約五千億か  
六千億ぐらいいじやないかというふうに言われてい  
たわけであります、劣後債の処理をしなければ  
また波及が大変なことになる等々で、いろいろ  
な、日銀特融等々の措置を講じて、まさに現時点  
で二兆円になんなんとする金が拓銀整理のために

投下されている、そういうことがありますし、またこれから、引き継がれた預金の払い出しのために約一兆円にも及ぶ資金の手当てが必要である。また、自己資本比率が劣化した北洋、受け皿銀行に対する自己資本比率向上のための公的資金の注入も相当額予定されているわけでありまして、一つの銀行がつぶれて新しい金融秩序をつくり上げるために大変な血と汗が必要だということと、拓銀の破綻についてしっかりと我々は今後の金融システム安定化のために学んでいかなければならぬ。この反省をしっかりと、これからの長銀の問題、あるいは、これから出てくるであろういろいろな金融システムの安定化のために生かしていくかなければならない経験だと思っております。

そこで、職業安定局長に確認させていただきま

すけれども、北海道の失業状態はまさに、管内、

プロックで一番悪いという状況になつてゐるわけ

であります、これと拓銀の破綻との関係につい

て、どのような関連を考えておられるのか。

○官選国務大臣 その前に、一言発言をお許しいただきたいと思います。

ただいまいろいろお話を承りました。北海道拓

殖銀行は、その誕生の歴史からしましても、また

現在北海道民の中における存在感の大きさからい

たしましても、あの倒産が容易ならない影響を生

むだらうということは想像もできますし、また、

いろいろお話を承つておりましたが、ただいま委

員から詳細に、ごらんになつていらっしゃいます

ことを承りまして、まことにそうであろう、さぞ

かし北海道の方はお困りであろうということは、

如実によくわかりました。

大変に参考になるお話をいたしましたが、殊

に、先ほどのお話の中で、從来優良企業と言わ

るもののが新しい銀行に向かつて取引をやつてくれ

と言わざるも、いろいろな、バランスシートなど

を見て、残念ながらというような話は、やはり優

良企業なんといふものは何十年培われた信用の上

に立つておるものでございまして、ある日突然、

バランスシートをちょっとと切つて見たら優良であるかないかなんという、そういう簡単な話ではございません。そういうこととすら實際起こしておるということを今承りました。

もちろん、政府としてもできることは精いっぱいに、大きな銀行が倒壊したときの社会的なコスト、それはまたことに想像のできないほど大きなものであります、これを防ぐためのコストに比べれば比較にならないほど大きいということは、いろいろ私ども大切に考えなければならないことだと思います。

○金田(英)委員 ありがとうございます。

○征矢政府委員 ただいま御指摘ございました北海道におきます雇用失業情勢でございますが、御指摘のとおりございまして、最近時点、七月の有効求人倍率が〇・三八倍、あるいは四一六月の完全失業率で見ますと四・七%と、全国平均に比べまして相当厳しい状況にございます。特に、昨年十一月に北海道拓殖銀行が破綻して以降、雇用失業情勢が急速に悪化しておりますと、地域における影響、これは、私どもの立場から見ましても大変大きなものがあるというふうに認識いたしております。

○金田(英)委員 拓銀の破綻によって我々が学ん

だすこと、まだまだ言葉不足で、そしてまた意を尽

くせておりませんけれども、本当に北海道経済、

拓銀の破綻で、この混乱から立ち直るまでにはさ

まます有力な金融機関の破綻が経済、雇用に与え

る影響、これは、私どもの立場から見ましても大

きな影響であります。

ただいまいろいろお話を承りましたが、大

きな影響であります。

○金田(英)委員 拓銀の破綻によつて我々が学ん

だすこと、まだまだ言葉不足で、そしてまた意を尽

くせておりませんけれども、本当に北海道経済、

拓銀の破綻で、この混乱から立ち直るまでにはさ

まます有力な金融機関の破綻が経済、雇用に与え

る影響、これは、私どもの立場から見ましても大

きな影響であります。

○金田(英)委員 拓銀の破綻によつて我々が学ん

だすこと、まだまだ言葉不足で、そしてまた意を尽

くせておりませんけれども、本当に北海道経





るものなのかどうなのかと云ふことに置いてお尋ねをしたいと思います。

○日野政府委員 お答えいたします。

企業の決算は、どこでもそうだと田  
うでなければならぬわけですが、  
コンサーンということでやっていると

ます。つまり、期間利益を計算するという立場から、その企業は倒れないということが前提になつております。いろいろな、そういうた意味で、動態的な立場から恐らく決算がなされるものと承知しております。私どもの検査も、そういうた意味で、その企業が継続しているということを前提にしてやつております。

ところが、酒井田季貞が御指摘はなさいました  
破綻とかあるいは清算とか倒産ということになり  
ます。それで、会社を二つ、三つで分け、出資、

ますと 徒来 会話学上は まあ大昔は 恐らく  
一つの企業というのは、例えば中世でいいます

と、港を出た船が帰ってくるまでの間に稼いだ利益を、帰ってきた後は全部倒してしまって、それ

を出資者に対しておこりを一げてお返しするといつたような会計手法、極めて静態的な会計手法

ではなかつたかと思ひますか、恐らく清算とか合併もあるいはそうかもしませんが、というこ

とになりますと、極めて輪切りにしたといいますか、つまりその企業がもう継続しないということ

を前提にいたしますので、例えば営業権とかのれん代といったようなものは一切考慮に入れない

で、つまり、くず鉄と言つてはなんですが、くず鉄が古物市場で売れるような価格で恐らく評価す

るということになりますと、企業の評価というの  
は非常に低下することはもう間違いない事実では

○海江田委員 あともう一つ重要な問題がありま  
ないかと思います。

して、それはやはり第二分類の引き当て率の問題なんですね。

この第二分類の引き当てについては、この長銀の頭取代行の会見では、これは梶山さんなんかが

言つていいような、第二分類を二〇%、それから第三分類の七五%はそれほど問題ないと思うんで

ですが、第二分類二〇%引き当てるに、約一兆四千億円の資金が必要となり、自己資本を大きく上回るということについては、頭の中の計算ではそうなるが、現実の問題として採用は難しい、過去の損失率の実績に従つて第二分類債権に対しても妥当な引当金を積んでいた。しかし、その比率は公表できないということを言つているんですね。

そうしますと、過去の引き当て率ということでの計算をしますと、例えば先ほどもお話を出ました北拓銀行の破綻でありますとか、あるいは山一証券の破綻でありますとか、そういう大規模な破綻にかかわつてくる債権の不良化の引き当てといふものは、不良化した債権というものは除外をして、何もない平時のときの引き当て率で計算をすると、それこそたしか一・何%とかそれくらいの数字になるんではないだろうかというふうに私は考へていてるわけですけれども、今の時期に一・何%の引き当てで本当にいいのかどうなのか。

これは実は日銀の中にもそういう議論があるわけでございますが、ここでやはり第二分類の引き当てを一%台にしていくということで、そしてそれを公表できぬといふことを言つているといふのは、私は大変大きな問題があるんじゃないだろうかといふように考へていてるわけでござりますが、金融監督庁の検査というのは、第一分類の引き当ての問題についても、これは当然早期是正等々の関係でも出てくるわけでございますけれども、どのように見ておられるのか。一%ぐらいでいいということなのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○五味政府委員 債務者を、要注意先でございますとか複数懸念先でございますとか、こういった相手先ごとに分類をいたしまして、それごとに引き当ての考え方というものを適用していくということになります。これを引き当て基準と呼んでおられますか、この適切性を私どもの検査ではチェックをするのが一つございます。

この引き当てにつきましては、公認会計士協会がおつくりになりました、俗に実務指針と呼ばれます

ておりますが、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」、こういうものでございます。この中で貸倒償却なり貸倒引当金の計上に関する扱いが定められております。それによりますと、要注意先債権に対する引き当て申しますのは、「貸倒実績率に基づき貸倒引当金を計上する。」こういうことになつております。

そこで、この貸倒実績率をどう算定をしたのか、それは合理的であるのかといふことがポイントに御指摘のとおりなつてまいりますので、この点を今回の検査におきましてもチェックをいたしておりますといふことでございます。その個別の結果についての御発表というのはちょっと、なかなか問題があると存じますけれども、そこはチェックをおいたしております。

○海江田委員 この検査の問題で、日野長官は、当委員会ではありませんで、予算委員会の横路委員の質問に対しまして、日付が八月十七日、最初の日ですから、最初に普代表が質問をして、その後、横路委員が質問をしたわけでございますけれども、検査をしまして「実態把握いたしました事項、問題点等につきましては、それを取りまとめた検査結果通知書の交付によって、当該の金融機関に交付いたします。」これはいいのですけれども、そうすると、それが自己検査とは「必ずしも一致しませんし、あるいはまた金融監督庁のその検査結果に対しては、必ずしもそれを是としない可能性も十分にあるわけでございます。したがいまして、通知書にいろいろな結果が出たからといって、それに基づいていきなり何か強権発動をするとかあるいは早期是正措置を発動するといふことにはならないかと思います。」という発言をしました。

とか、向こうの事情をいろいろ聞くということはあると思うのですけれども、一たんこの通知書が出た後、何で相談をしなければいけないのでありますか。そういう必要があるのであります。

○日野政府委員 お答えいたします。

通知書が出た後、何か相談するというふうには申し上げていらないと思います。つまり、検査の過程で、例えばある債務者がどれに分類されているか、あるいは引き当てる率が幾らかについては、検査を受ける金融機関との間でちようちよはつしもあるということを、相談といいますか、とにかく話し合いが行われているということを申し上げておきたいわけで、結果を書面によって通知する場合には、これは私どもの判断をお示ししているわけですから、その後、引き続いてどうのこうのといふことは、あとは正式の行政訴訟とか不服の申し立てとか、そういう手続が行われれば格別ですが、その後、何か私どもがやるということはないことになります。

○海江田委員 そのところが、まさに今説明いたいたような話でありまして、これは通知書が出来ましたら、後は爾々と手続に従つて事を運んでいけばいい話であつて、そのところでも何かまた、それを是としないというようなこともあります。必ずしもそれを是としない可能性も十分にあるわけでござりますといふようなことで、通知書が出てからのお手の立場を大変おもんぱかる発言がおるわけでございますが、私は、それはそこまでおもんぱかる必要はないと思うわけでござりますから、若干この発言ではそういう意味では誤解を受けると思いまして、実は、そういう誤解を受けるところで関連をしまして、やはり今の長銀の検査の問題も引き延ばしがあるのではないかと思うことは、これは公表させなければいけないといふふうに考えておる。とりわけ、やはり公的資金特に、この第二分類の引き当てる率なども、長銀はそういう意味ではこれは絶対に公表できないといふことを言つておられるけれども、私は、場合によつては、これは公表させなければいけないのであります。

の注入についての申請があれば、この第二分類の引き当てがどうなっているのかということは公表されることが必須の条件であるというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○日野政府委員

お答えいたします。

通知書を発した後、今度はどういうことになるかということを若干付言して御説明したいと思います。

私どもいたしましては、今度は改善状況をフォローアップするため、銀行法に基づきまして、指摘した事項について、一体それがどういう理由でそうなっているのかということを報告させることになつております。その報告を求めるといふことが、その金融機関に対する私どもの認識をしつかりと守つてもらうということの一つの担保になつておりますし、それからさらには、今度はその金融機関が監査法人と協議を行つて見直しを行つた結果として、もし自己資本比率に変化が生じた場合には、今度はいよいよ早期に正措置を発動する、こうしたことになります。

それから、その結果を公表するかどうかということですが、これは早期に正措置が発動され、実際問題として、例えば海外の支店を撤去すると、いうようなことになりますと、これはすぐディスクローズされることになりますので、当方からそれをあえて公表しなくとも、自然と世の中には知れ渡るのではないかとうふうに思います。

○海江田委員

早期に正措置との絡みでお話をし

てお聞かせをいただきたいと思います。

○松田参考人

昨日でしたか、前向きに、相当の

期間というものをどう考えるかという答弁をさせていただきました。

今のこところ、何年ぐらいをタームにするか、

そういうことまではまだいろいろ決めておりませ

ん。それで、私自身も、まだここで何年ぐらいが

基礎の考え方になるということを申し上げるまで

で、次回の審査委員会では私なりに意見を申し上げて努力してみたい、このように思つていると

ころでございます。

○海江田委員

これは前向きにということを言つた意味が全くないですね。

やはり前向きにというのは、普通だつたら相当の期間といふのはまあ三年ぐらいだけれども、そ

このところをこういう時期だから半年で公表した

いとか、一年でしたいとか、それが前向きにといふ話であつて、相当の期間といふのがどのぐらいかもまだわかつていなかからそこを議論したいと

いうのでは、これは全く前向きどころか、後ろに

は戻つておりますんけれども、立ちどまつてい

る、立ち尽くしているというものが現状じゃないかなど私は思います。

○松田参考人

お答えいたしました。

私は審査委員の一人でございますので、今、私の考えは個人として持つてゐるのですけれども

向きにといふことの意味するところ、どのくらい

のタームでということでお考えになつておるの

議事録、これは一定期間を置いてから公表すると

いうことですが、きのうの発言を聞いておりまし

たら、前向きに議事録の公表というものを考えた

いといふことの考え方があつたのですが、この前

向きにといふことの意味するところ、どのくらい

のタームでといふことでお考えになつておるの

か、お聞かせをいただきたいと思います。

○松田参考人

昨日でしたか、前向きに、相当の

だいて構わないのですね。それは独立した一人一人ですから、決議は全員一致ですけれども、お一人の考え方を言つていただいて構わないわけです

が、口がかたいようですか。少なくともきのう

の前向きといふのはなかつたということにしませ

んと話が進みませんが、法案自体の中身について

少しお尋ねをします。

一つが、不動産に関する権利等の調整に関する

臨時措置法案についてでござりますけれども、こ

こで特定債務者というのがございますね。この特

定債務者ということにつきましては、事業を行つ

ている者、そして金融機関等の債権の放棄があ

れば、その後、その事業者といふものが本来の事業

を順調にやつしていくことができるということです

ざいます。この特定債務者の中に、例えば不動産

共同投資や変額保険によって個人債務者がたくさん出でいるわけですねけれども、こういう人たち

が、これは何も今度の法案についてではなくして、何とか自分たちの窮状を救つてほしい、窮状を救

うような調停の委員会のようなものを作つても、

何とか自分たちの窮状を救つてほしい、窮状を救

うような調停の委員会のようのものをつくつても

らえないとどううかということをすつと前から言つ

てきているわけですね。

それが今度、この不動産に関する権利等の調整

に関する臨時措置法案の中で、調停ですとか、

向こうにとおっしゃつたのなら、やはりその言葉に責任を持つていてください、一年ぐらいで、これは

本当は半年と言いたいところですけれども、それ

は相当期間といふのがございますから、そこに前

向きをつけ加えられたのなら、一年ぐらいでそれ

はぜひやつていただきたい、そういうふうに思い

ます、いかがでしょうか。短くお答えください。

○松田参考人

お答えいたしました。

私は審査委員の一人でございますので、今、私の

考えは個人として持つてゐるのですけれども

審査委員会としてまとまるかどうか、はつきりし

ませんので、先生の御意見は御意見として承つて、参考にさせていただきたいと思います。

と申しますのは、この法律につきましては、現下の経済状況のもとにおきまして、一方で多額の債務の存在によりまして経営が不活発となつていて、それが所有する不動産を処分する

場合につきまして、これがなかなか容易に行えないという状況、こういうもとにおきまして、このような企業の保有する不動産の売却等によりまして債務の一部を弁済させ、必要な

範囲で債権の一部放棄、金利減免等の支援を行うことによって事業の再建を図る。これによりま

で、全体といたしましての当該債務者の債務の弁済可能性を高めまして、不良債権の質的な処理を促進するということを目的としているわけでござります。

一方で、事業を営まない個人とすることでございま

ますと、この債務につきましては、先ほども申

ましたような、債権者が譲歩をすることによつて

その弁済可能性が高まるといったような可能性が生ずるといふような関係は一般的にはなかなか成立しないと考えられますし、また、何らかの可能

性が存在する場合におきまして、債権管理等の理由から、なかなか本委員会によります合意にはなじみにくいことだと存じます。

したがいまして、御指摘のような事業を営まない個人の方につきましては、多数の債権者がいて調整が難しいといふようなことにもなかなかなりにくいくらいのことだと存じます。

したがいまして、御指摘のような事業を営まない個人の方につきましては、この法律案の対象といつてしまはず、この委員会は、金融機関の不良債権の多くの部分を占めております事業者向けの貸付けにつきまして、その調整に集中的に取り組みまして、短期集中的に不良債権の処理を図るといふことを目的といたしていふところでございま

す。

○海江田委員

今のお話は予測をしておつたので

すが、中でも多くの債務を負つてゐる事業者はどこかといふことになると、やはりこれは建設業等

になるので、そこがゼネコン政策であるとかゼ

ネコン救済令であるといふふうに言われるゆえん

だらうと私は思うわけですね。

ひとつ視点を変えまして、今、もちろん法人の抱えております債務が金融機関にとって不良債権の圧倒的な多数でございますけれども、もう片一方で見過ごされてはならないのは、やはり個人の債務者が抱えております債務、それが結果的には不良債権となっている部分が全体の中でのくらいいあるのだろうかということが、ほとんどこれままでデータが出てきていないわけでございますね。

これは例えば主要十九行でよろしくございますけれども、主要十九行が抱えております分類債権の中で、個人債務者による分類債権というのが一体どのくらいあるのか。資料があつたらお示しいただきたいと思います。

○日野政府委員 様お答えいたしました。

金融機関の検査はこれまでおよそ三年の周期で実施されておりましたために、同じ時点で統計をとった集計値は存在いたしませんが、時期は九四年から九八年まで、まあ四年間になりますので、そういうことで御理解いただきたいと思いますが、そういう結果で機械的に集計したものでは、分類債権の中で個人債務者の分類額の構成比はおむね四%ということになつております。ただ、この事務年度の検査では、事務負担にも配慮いたしまして、特に十九行についての法人、個人、債務者別の分類債権額については報告を求めておりません。

ただ、四%といいましても、やはりそれは銀行の特色によつて、かなり低いところと高いところがございます。低いところは〇・何%というところもありますし、高いところになりますと二〇%ぐらいのところもござります。

○海江田委員 二〇%ぐらいというのはかなり私は大きな問題だらうと思うのですね、不良債権の中で二〇%ぐらいというのは。

それで、実はこれは大臣にぜひお願ひといいますが、それから大臣のお考えもお聞かせていただきたいのですが、これはきょうの主要なテーマではございませんけれども、やはりこれだけビッグバ

ンの時代で、消費者の保護といいますか、きのう岩國さんのお話で、これからは銀行だと証券会社だとかいう名前はもうなくなつて金融サービスの提供者だよといふ話がありました。そうする

意味では金融サービスの提供を受ける消費者でございます。

今の消費者の保護の仕組みというのは、それぞれに業法がござりますから、その業法の中でできることだけ、例えば銀行業法の中での銀行からの融資を受けた人の保護はどうだろかとか、実はそのところが一番抜け落ちているわけです。証券業法なんかですと、やはり投資家ということですか

らそれなりのリスクも伴わなければいけないけれども、同時にそれなりの保護もされなければいけないとか、保険業法でもとか、業法ごとにまた

がつて、そういう意味ではそれぞれに保護の立場というものを出しているわけですから、これから時代というのは、もっと業法の枠を超えた、金融サービスの受け手の、金融サービスの消

費者の保護法のようなものをつくるべきではない

だらうかということ。

私自身もそう考えておりますし、それからこれまでの各種の審議会、検査をやつておられたころ

の金融問題の審議会等でも、やはりそういう議論

があのころからそろそろ出てきていたと思うわけ

でござりますね。そういうことに対する大臣のお

考えといふもの。まさにビッグバンが、私はもう始まっていると思いますし、そういう中でやはりそういう問題が一番、これも大きな焦眉の課題で

はないだらうか。

今、監督官長お話をありましたけれども、

ある銀行は不良債権の中の個人の債務者のあれが二〇%にも当たるということになると、これはも

ちろん自己責任の部分もありますけれども、金融

機関が幾らディスクロージャーをやつたところ

で、やはり一般の金融サービスの受け手と提供す

る側とでは、知識の絶対量とかあるいは判断する

能力とかが全く違うわけですから、そういう人た

ちに対する保護法の制定のようものはお考えでないだらうか。今すぐでなくともいいですけれども、将来的にそういうものの必要性というものをお感じになるかどうか、お聞かせを願いたいと思

います。

○宮澤国務大臣 おっしゃつてることは、私は大変賛成でございます。

我が國も戦後ここまで五十年余り、だんだん消費者というものの考え方方が進んでまいりましたし、消費者基本法であるとかあるいは製造物責任法であるとか、少しずつてきてまいりましたけれども、一、二の先進国を見ておりますと、そういう

ことではなくて、企業は消費者の方を向いて仕

事をすべきなんだというふうに社会全体の観念が変わつてきているように私は思つております。

我が國も恐らく二十一世紀はそういう世紀にならうとの意味でござりますが、その過程に今おると思うでござりますが、

そういう意味では、銀行も企業の一つでございま

すから、それは基本的に消費者の方を向いて仕事

をすべきである、そういう世の中に私はなつてい

くに違ひないと思いますし、また、なつていかな

ければならないと思います。

したがつて、法制も、一つ一つの企業について

の、それも大事かもしれない、心構えではなくて、世の中のあり方についての関係が変わつてくれ

るのではないか、私はそう思つております。

○海江田委員 大蔵当局の意見をかなり前から聞

いておつたのですけれども、どうしても従来の業

法、業法がありますから、その中で何とか手直し

ができるだらうか、できるだけ利用者の保護と

いうものを図ることができないだらうかといふ

うにお考えになつておられるようですが、これは不動産

権利等調整委員会が推奨するということでござ

りますので、委員会が発足いたしませんと確定され

ないわけでござりますけれども、現在私どもの感

じいたしましては、発足後一定期間が経過した

段階、つまり、委員会から推薦が行われまして人

選がある程度の段階になつた段階におきまして、

数十名程度の方々には少なくともお願いをするこ

とになるものではないかと、いうふうに考えている

ところでござります。

○海江田委員 どうもありがとうございました。

○相沢委員長 これにて海江田君の質疑は終了いたしました。

次に、北村哲男君。



—

カバーできないかといふことが検討されたわけです。しかし、賃借法というのは、本来中小企業の倒産に対する緊急避難的な対策であって、本格的な労働債権確保としては不十分といふふうに言わしております。

り、本来会社側が支払っているならば手にできた金額と、会社が倒産することによって立てかえられた金額との落差がどのくらいあるか。これは小さいほどいいのであります。が、本来これだけもらえるのがその分もらえたという人ベースでいいますと、従来が八三・二%。これが、本年度からの引き上げによりまして、八四・九%の人が本来手にすべきものをこの立てかえ払い制度によつて手に入れることができた。

べきであること、労働権を保証するための機関を持つべきであることなどという二つの原則を掲げております。

そういう意味で、我が国においてもこれらの原則を実効ある形で実現する必要があると思いますけれども、この条約の批准手続の状況について大臣はどのようにお考えか、今後どうするおつもりなのかとということについて、御見解をお伺いしたいと思います。

○甘利国務大臣　北村先生御指摘の I.L.O 第百七十三号条約は、現在八カ国が批准をしておるところ

いと思つております。  
まず最初に、先日、既に濱田委員の方から若干の質問がありまして、そこで杉浦議員は、今必要なのははどう」と、「破綻金融機関あるいは住専以外の一般の金融機関、多額の不良債権を抱えおるわけでございますが、そういう不良債権の回収、これは今金融システム再生の大きながぎになつてゐることは皆さん御案内のとおりであります。が、それに導入したらどうかというのが立法の直接の動機でございます」というふうに言われました。

大幅な引き上げをするとともに、支  
険制度なんかを創設する必要もある  
すけれども、その点について労働大  
きなお考えなんでしょうか。

○甘利国務大臣　北村先生は、今ま  
中で恐らくこの種の事件現場に直面  
の苦悩といいますか、そういうもの  
られての御主張だと思いますので、一  
真摯に受けとめさせていただきます。

なるべく現状の法律を拡大して労働者保護、働く者の立場の保護をお願いしたいと思いますが、

ただいまの支払い保証保険制度の創設の方向といふのはお考えになつたことはありますか。

○甘利国務大臣 現在は、現在持つております制度の適宜適切な見直しで対処したいと思っております。

○北村(哲)委員 ゼひそのような制度もお考えをいただきたいと思います。

もう一つ、労働大臣に国際関係についてお伺いします。

場合でもその対象にするということであります。それで、そうしますと、使用者側が払うべき責任、そしての責任はどうなるんだろうか、こういう制度があるからということを当てにしてモラルハザードに陥らないかということ等を懸念しております。

この二点の問題をどうしていくかということですがありますので、現状では批准が困難であります。が、このようないくつかと申しますと、この二点の問題をどう詰めていくかと申しますと、この二点の問題を含めて、慎重に検討していくかなければ

しに言つておられますけれども、こうなるとこのサービス法は、一般私人間の貸し金とか企業間の貸し借り以外のほとんどすべての債権が入るというふうに思います。

それで、しかし、いわばリースとかクレジットあるいはサラ金業界というのは非常に今好況でありますし、しかも逆にこれはもう被害者、債務者の方が払い切れなくてサラ金地獄に陥つたりなんかということで、先日申し上げましたけれども、

で算定をしているのであろうというふうに思うわけですが、それで、要は上限設定が適切になされているかということだと思います。

I L O は、一九九二年に労働債権条約、すなはち百七十三号条約を採択しておりまして、そこで、労働債権は各種債権の中で高い位置を占める

されではお二人の大臣、ありがとうございます。  
た。次は、もう衆法に移りますので。  
それでは、杉浦先生、村井先生、どうも御苦労  
さまです。サービスの一問題についてお伺いした  
ります。

が現実に行われておって、その裏返しであつて、むしろ取り立てを受けている者がえらい被害を受けているというふうな状況ではないかと思うんです。

を厚くしておるようであります。

それではお二人の大臣、ありがとうございます

が現実に行われておつて、その裏返しであつて、

ILOは、「一九九二年に労働債権条約」すな  
ち百七十三号条約を採択しておりまして、そ

た。次は、もう衆法に移りますので。  
それでは、杉浦先生、村井先生、どうも御苦労

力  
むしろ取り立てを受けている者がえらい被害を受けているというふうな状況ではないかと思うんで

労働債権は各種債権の中で高い位置を占め

る  
さまです。サービスの問題についてお伺いした

七

べきであること、労働債権を保護するための機構  
いと思つております

いと思っております。

そういう意味で、今そういう状態なのに、現に困っているのは不良債権の回収が困難である金融機関、これがまさにこの金融特別委員会で問題になつてゐるし、その回収のためにまたいわゆる権利調整委員会もつくろうとしておる、それならば、それにあわせてこの回収銀行もその債権に限定してやつたらどうだろか、そういうふうに思ふんですけれども、それをなせぬえに、余り關係ない、非常に好況な事業のところまで広げようとしておられるのか。そこが私にはよくわからないというよりも、むしろ問題があるんじやないかと思ひますので、そのあたりの御見解をいただきたいと思います。

〔委員長退席、村田(吉)委員長代理着席〕

○杉浦議員 北村先生の御質問にお答え申し上げます。

先生が御指摘のとおり、この立法の第一の動機と申しますか、スタートは、私も先回答弁ひたしましたし、先生おっしゃつたとおりでござります。

ただ、ほかにも幾つか理由がござります。一つは、不法、黒い世界の人たちですね、そういう人たちが現実に、日本の場合長い歴史的背景があるわけですから、特にパブルがはじけて以降そういう人たちが、それまではずっと経済関係のところに浸透して、正業とすれすれのものを営みながら犯罪行為と密接に関連のある金を稼ぐという傾向があつたわけですが、パブルがはじけて以降いろいろ出てきておる。明治時代は三百代言とか、昭和に入つてから事件屋とかいろいろ名前があつたわけですが、それが暴力団関係者等でいろいろ利用されまして、先生も御案内とのおり、最近は損切り屋とか、いろいろこの債権回収にまつわつて出てくる。それによつて利益を得るといふようなこともやつておるというわけでございまして、債権回収について弁護士法で業としては弁

護士しかできないという事態を放置しておきますと、ますますそういう世界がこの事態をバックに機関、これがまさにこの金融特別委員会で問題になつてゐるし、その回収のためにまたいわゆる権利調整委員会もつくろうとしておる、それならうんでも、それをなせぬえに、余り關係ない、非常に好況な事業のところまで広げようとしておられるのか。そこが私にはよくわからぬといふよりも、むしろ問題があるんじやないかと思ひますので、そのあたりの御見解をいただきたいと思います。

〔委員長退席、村田(吉)委員長代理着席〕

○杉浦議員 北村先生の御質問にお答え申し上げます。

先生が御指摘のとおり、この立法の第一の動機と申しますか、スタートは、私も先回答弁ひたしましたし、先生おっしゃつたとおりでござります。

ただ、ほかにも幾つか理由がござります。一つは、不法、黒い世界の人たちですね、そういう人たちが現実に、日本の場合長い歴史的背景があるわけですから、特にパブルがはじけて以降そういう人たちが、それまではずっと経済関係のところに浸透して、正業とすれすれのものを営みながら犯罪行為と密接に関連のある金を稼ぐという傾向があつたわけですが、パブルがはじけて以降いろいろ出てきておる。明治時代は三百代言とか、昭和に入つてから事件屋とかいろいろ名前があつたわけですが、それが暴力団関係者等でいろいろ利用されまして、先生も御案内とのおり、最近は損切り屋とか、いろいろこの債権回収にまつわつて出てくる。それによつて利益を得るといふようなこともやつておるというわけでございまして、債権回収について弁護士法で業としては弁

護士しかできないという事態を放置しておきますと、ますますそういう世界がこの事態をバックにくつてくれということを強く要望なさつておられました。そういうふうにした方がいいのではないか。だから、むしろ弁護士法の精神のもとに、住専やら整理回収銀行のようになりますが、優秀なプロ集団を生かしていく道をくつてくれということを強く要望なさつておられました。そういうふうにした方がいいのではないかという意見が強うございました。これは弁護士会も含めてですが、ある。

幸いと申しますか、住専、整理回収銀行は、あれも公的サービスであります、非常にいい実績を上げておられる、御案内のとおりであります。弁護士も適正に関与し、それぞれのプロ集団も参加いたしまして、会社組織で非常にいい実績を上げておられる。あの公的サービスの場合はもう限定されておりまして、住専は住専の不良債権です、整理回収銀行は破綻した金融機関の不良債権の回収に限られておるわけですが、そういうものを、破綻していない金融機関、あるいはもっと広く金融機関以外のところでもやれるようになります。整理回収、これから将来に向かつて需要が減るとも思えませんし、弁護士法の精神を踏まえてやれるようにした方が社会全体としていいのではないかという考え方、一番、一番とは言いませんが、大きくなつたのも事実でござります。

それから、これは副次的かもしれません、中

坊先生からは、中坊先生、整理回収銀行のトップの方に来ていただいてヒアリングをやつたんです。が、あの方々は不良債権回収が終わつたら会社がなくなるわけですね。そうすると、住専の方々は不良債権回収が終わつたら会社がなくなるわけですね。そこで五、六百人従業員がいるはずです。整理回収銀行は何千人とおります。今度北拓だけで七百人ぐらい採用される。要するに北拓の不良債権回収をやるわけです。そういう方々が任務を終わつた場合には解雇しなきやならない、あるいは転用といふこともあります。北拓だけでも七百人ぐらい採用される。要するに北拓の不良債権回収をやるわけです。そういう方々が任務を終わつた後サードサーに、そういう人たちが中心になつてつくつていく。雇用対策と言つたら語弊があり

ます。私がどもの意思としては、一つの営利会社としてサービスを生む以上、やはり経営が成り立たなければいかぬ、債権を限ればそれだけ営業範囲が狭くなるわけで、できるだけ全体の調和を図つてどこで線を引くかということで苦心慘憺としたわけです。日弁連の御主張は不良債権に限れ、しかも五年間の時限立法にしろ、そういう御主張があつたのですが、営利を目的とする会社をつくる以上、時限というのものがなものか。また、債権を限定するのも一つの考え方ではあるけれども、しかし、実際のニーズ、そういったものも、もちろんの背景を考えますと、少し広げた方がいいのではないかということになつたわけであります。

リース、クレジット、貸金業の関係なんですが、これはもう本当に議論のあつたところでした。プロジェクトチームの中でも、関係官庁を含めた議論の中でもございました。いろいろあつたわけですが、そこで一応線を引いたのは、リース、クレジットは、我々クレジットカードを使つておりますが、金融機関に類する機能を現実に持つておりますし、トラブルがないとも言えないわけですが、金融機関がいいとも言えないス、クレジットは、非常にいい成績を上げておられる、いわゆる公的サービスですね。ではこれを民間にしたらよくなるかというと、私は日本ではまだその整備が難しい。だから、公的サービスをまねるならば、この回収法を公的ということに、枠にはめたらどうだろうかという考えもあります。

それから、今サラ金の問題あるいは裏の世界も言われました。このサービスを一番期待してい

るのはサラ金業界だという話も聞いております。しかもサードサーにについては、アメリカなんかの話も聞いてあります。ただし、日本では、裏の世界との結びつきをどう切るか、今のお話の中でも随分ありましたけれども、そのあたりを切るについて、この法制が私はまだ完全だとは思ひません。

そういう意味では、金融機関の債権に限るなら

ば、私は、そうなると公的機関に近いサービス

では、まだこれでは窓口が広過ぎるのではないか

か。心配事の方が先に立つて、そっちの方ばかり

また弁解をされなくてはならぬことになります

で、そういうふうな気がします。

ところで、このサービス法というのは、アメ

リカの制度が参考になつてゐると思われているの

ですけれども、もちろん多く勉強されたと思いま  
す。弁護士会なんかの調査報告書を見ますと、ア  
メリカなんかは機能による分類が、非常に多く分  
かれている。例えば、ブライマリーサービサーと  
かマスター・サービサー、スペシャルサービサー、  
それからバックアップサービサーですか、それは  
すなわち一つの、機能の分類では、例えば正常債権  
の管理業務をするものと、スペシャルサービサーと  
のようないいに不良債権の回収を専らとするものという  
ふうな機能分類とか、あるいは、取扱債権による  
分類といふうな意味では、コマーシャルサービ  
サーあるいはレジデンシャルサービサーあるいは  
コレクションエージェンシー。それは、第一のコ  
マーシャルサービサーは事業用債権、すなわち特  
に今問題になつていてそれを取り扱いをする。そ  
れから、レジデンシャルサービサーは個人住宅の  
ローンなんかを取り扱うものとか、あるいは今言  
う消費者金融とかローンとかそういうケレジット  
を扱うコレクションエージェンシーのようなもの  
に分かれている、こういうふうに言つておられま  
す。

金融機関のものについては、行為規制なんかはつきり言って関係ないわけですよ、そういうものを予定してつくるとか、そういうふうな考案に基づいてやつたらどうかと思うのですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○杉浦議員 御質問に答える前に、考え方として、金融機関の債権に絞るべきだという考えは議論の中でもあったところでございまして、いろいろな考え方があつた、先生のお考えも非常に有力な一つの御意見だということだけは申し上げておきたいと思います。決して否定している意味ではございません、ただ我々としてはこうまとめたということで、

それから、アメリカのサービスについて、私も日弁連の報告書をちょうど大いに参考にさせていただいたわけですが、私自身は行つて調べる時間がなかつたものですから調べておりません。

それから、金融機関等からいろいろな情報を集めて検討して参考にさせていただいたわけですが、もちろんアメリカだけでなく、イギリスにもドイツにもフランスにもあるというふうに聞いております。これはそれぞれの背景と申しましても、歴史と申しましようか、文化的、社会的風土と申しましようか、そういうところから生まれてきておる、もちろんそういうわけでございまして、先生がおっしゃつたことはそのとおりなんですよ。日弁連も一度にわたつて派遣されでお調べいただいて、かなりまとめられている。

ただ、わからない点もまだ随分あるというふうに聞いております。例えば数にしても、これは州単位でレジスターしているものですから正確にはわかりがたいとか、非常にたくさんふえて、減ってきているけれども、どの程度かは全体像は把握できないとか、あるいはSアンドT倒産の前からどうもあることはあつたらしいのですね。ただ、あれを契機にわざとふえたということも事実なんですが、日弁連の方にお伺いしても、十分な調査は、あの方々自身完全なものとは思っていないとおっしゃっているわけなんです。ただ、アメリカ

の場合には、弁護士に関するレギュレーションというのにはいろいろあるわけですけれども、日本の弁護士法のようなストリクトな法律、連邦法はありませんし、そこでの七十二条、七十三条のような規制、いろいろな形で規制している部分は、部分的にはあるようなんですが、ない。

したがいまして、日本の場合には、いわゆる不良債権の回収を業としてはできない。ファクタリングですか、それから組合方式で債権を回収しようとか、弁護士法違反だといって訴訟されたこともあるような、そういういわゆる正常債権の回収というような意味での会社的なものはございませんが、本格的なサービスのようなものはなかったということです。

これはゼロから出発するわけで、先生がおっしゃるように、どういうものが育つだろうかというのは、いろいろ考えますと、悪い方へ行くのじやないかというおそれは常につきまと、現実にはありませんから。それは否定できないところだと思いますが、先ほど申されました黒い世界等のあれを断ち切るためにこれは許可制にする。それから、常務を執行する弁護士さんを一名以上取締役に入れる、法令等のコンプライアンスを中心とし弁護士さんにやつていただこうとか、あるいは許可条件に、暴力団並びに関係者、疑わしい者まで含めて排除する、警察庁に意見を聞く、そういう規定を設ける。それから、業務改善命令とか取り消しもできるようにするとか、さまざま必要な全弁を入れまして、しかも、警察庁にはいろいろな段階で関与をしてもらう、立入検査も場合によつてはやつてもらうというようなことで、黒い世界との関係を断ち切るような、考えられるあらゆる方策を導入するとか、設けまして、ともかくいいものを、お手本は住専とか整理回収銀行などがあるわけですが、それを小さく、けれども余り小さくては経営が成り立ちませんから、いいもの生をもうということで、我々本当に能力ないわけですが、全力を尽くして生み出したつもりではおるわけです。

ただ、懸念ということで御追及を受けますと、ないものですから、動いていないもので、御指摘を受けても、最善を尽くして、運用でも法務省所管でやってまいるつもりでおりますので、懸念は全く払拭し切れるとは言えないと言われますと、否定できなくなるわけでございます。

○北村(哲)委員 私も、御努力というか、とにかく生んでみよう、出発してみようということについては賛成なんです。それで、特にSPC法ができました不動産なんかも債券化する、それを受けにはサービサーが必要だということもよくわかります。そういうことはわかるのですが、とにかく生んでみようという生み方の問題で、私どもはややちょっと幅が広過ぎるのではないか、最初から大きいのじゃないだろうかといふことで、いずれよくしていこうという姿勢は同じで、出発についても考えは同じでござりますので、そのあたり、まだまだ調査も不十分といいますか、このところ、今拙速に、拙速という言葉も失礼なんですが、生んでみようという気持ちは一緒ですかね、問題のところを、なるべく心配なところはそぎ落として、これでいいということでお發するというふうなことを私は望みたいと思います。

まだいろいろ細かい点については、法案はこれから先質問したいけれども、時間がござりましたので一應終わりますけれども、よろしくお願いします。

○杉浦議員 大変申しわけありません。申し落としましたが、背景の事情として、立法動機として、債権の流動化、SPC、九月一日にできるようになったわけですが、そういうものを図つて、くということもあり、それをサービサーでやっていくということもあつたことを申し添えさせていただきます。

また、野党三の方から修正案の御提示がいただけるというふうに承っておりますので、修正協議の過程を通じまして御意見を承って、よりよいものを生み出すようにやってまいりたい、こう思っております。よろしくどうぞお願ひいたしま





たるというふうに理解しております。

株の取得というのは、政府案にはございませんので、ちょっとコメントを差し控えたいと思いま

す。

○西川(知)委員 政府案にもあるのですけれども、そこは結構でございます。

そうすると、管理を命ずる処分というものは行政処分である、したがって、これに対する事後的なチエックというか、不服がある場合は、当然、それに対する行政訴訟によることになるというの

今のお答えであったというふうに思います。

そうすると、ここで、野党の委員もいらっしゃいますし、与党の委員もいらっしゃいますので、そこでちょっとと明確にしておきたいことがござい

ますが、それは、この間こういうふうに出た「迅

速な行政処分と厳正な司法審査を実現するため、行政機関限りの判断で、「管理を命ずる処分」及び「特別公的管理の開始決定」をし、これに対する

事後的なチエックは、当該処分等に対する行政訴訟によることとする。」というのは、これは今

の当たり前の原則を書いただけの話であつて、何

の新しい提案でも、何の新しい譲歩でもないとい

うことを見つけるとおきたいというふうに思ひます。

そこで、最高裁にお尋ねをいたしたいと思うの

ですが、この間野党案の審議のときに、裁判所の手続というものは倒産法において非常に遅いと

いうような指摘をする過程において、申し立てから二ヶ月ぐらいかかるというような指摘がございました。

しかし、これは私の理解するところでは、会社更生法の手続においては、一体この会社は本当に更生をしていくのだろうかどうだろうかというこ

とで、そういう理由もあって、申し立てから二ヶ月間ぐらいかかるという事例が最近見受けられる

ということであったと思うのですが、破産手続、いわゆる清算をしていくこうという手続において、例えば日債銀系のノンバンク、クラウン・リーシングを含めまして、拓銀抵当証券とかそういうも

のが最近倒産、破産手続に入ったわけでございま

すが、そういうような事例については、現在申し立てがあつた大型事件として、ココ山岡宝飾店、日債銀系ノンバンク三社、拓銀抵当証券、山一土

地建物、こういうものがござりますが、これらについて申立てから一週間程度以内に破産宣

告がされておるようでございます。

○西川(知)委員 そこで、現在東京地裁では、破産部とまた会社更生商事部とかいう特別部があるのですが、これは東京であれば破産部でやられて

いるということでございますが、現在その東京地

裁の破産部、これは裁判官は何名で、それを支える職員というのは何名ぐらいいるのか、ちょっととお答え願いたいと思います。

○石垣最高裁判所長官代理者 東京地裁で破産事件を取り扱っております部は、御案内のとおり民事第二十部といいますが、破産と和議事件を取り扱っております。裁判官数でいいますと九人、そ

の他の職員が三十八人ということになつております。

○西川(知)委員 そこで、クラウン・リーシングの件でござりますけれども、これは、私もリース

関係の仕事を弁護士のときやっておりましたので、この名前には非常に何回も出くわしていると

ころでございまして、大変大きなリース会社で

情報公開のことについて若干、八月十八日、

私予算委員会で質問をしておりまして、そのとき

に実は宮澤大蔵大臣にもお尋ねして、御回答を、御返事をいたいでいるのですが、それは、善良

かつ健全な借り手、債務者というもの、これに対

して、法律の案では二十四条の二の二項に、健全性等に関する基準を審査判定基準ということで審

査委員会がつくらうことになつております

て、私は、その判断をするための材料として、現

在のS.E.C基準または自己査定の方法だけで十分

かといふように申し上げましたところ、これに対

しては、宮澤大蔵大臣は、国會議員といたしま

でござりますが、現在、どういうふうに考えて、

でござりますが、それも十分考えさせていただきたいと思っております、こういうふうに御答弁をいたいたの

○石垣最高裁判所長官代理者 御指摘のクラウ

ン・リーシングの事件でございますが、債務者数七千社とのうど、個人も入っているでしようか

ら、非常に大きな数である。しかし、これが破産をした場合でも、裁判所の関与において、申し立

てから一週間程度で破産宣告がなされる。こ

ういうことでございまして、裁判所の関与という

ことが我々野党三会派案でもなされております

が、これについて、迅速じゃないというような御意見がありますけれども、例えば東京地裁の破産部は、こういういろいろな事件があつても、裁判官はたつた九人でございまして、これを例え増員をして、そしてその体制を十分強化して、そし

てどうう点を審査するのかまた認定するのかに

ついて、法律上明確な基準というものを設けておけば、これは十二分に早急な措置をとることが私

は可能であると思います。この点について御意見を求めるつもりはございませんが、今の事実に基づいて私はそういうふうに考えるということを主張しておきたいと思います。

そこで、あと十分しか時間がございませんので、情報公開のことについて若干、八月十八日、

私予算委員会で質問をしておりまして、そのとき

に実は宮澤大蔵大臣にもお尋ねして、御回答を、

御返事をいたいでいるのですが、それは、善良

かつ健全な借り手、債務者というもの、これに対

して、法律の案では二十四条の二の二項に、健全

性等に関する基準を審査判定基準ということで審

査委員会がつくらうことになつております

て、私は、その判断をするための材料として、現

在のS.E.C基準または自己査定の方法だけで十分

かといふように申し上げましたところ、これに対

しては、宮澤大蔵大臣は、国會議員といたしま

でござりますが、現在、どういうふうに考えて、

でござりますが、それも十分考えさせていただきたいと思っております、こういうふうに御答弁をいたいたの

ことになりますが、この倒産手続、破産手続において、

その結論として、新しい基準が必要じゃないか、そういういろいろなまた別のアイデアがあるん

じやないかというふうにお考えをいただいており

ますでしょうか。

○宮澤国務大臣 今基準と言われましたのは、

ディスクロージャーのような基準でございますか、それとも……。

○西川(知)委員 二十四条の二の善意かつ健全な債務者ということがだれかとということを判断するための基準、そのための必要な情報開示というの

は、SEC基準と自己査定の基準とは若干違うん

じやないかといふことを私が申し上げたときに、それは十分考えさせていただきますと御答弁いた

だいたので。

○宮澤國務大臣 失礼いたしました。それは、SECも少なくともミニマムの基準だと私は思つておりますから、それで満足というわけにはいかないだらうということはやはり思つております。

○西川(知)委員 私が主張しているのは、それは、S

ECCも少くともミニマムの基準だと私は思つておりますから、それで満足というわけにはいかないだらうということはやはり思つております。

會で御審議されているわけでございます。金融監督庁は、もう御案内のとおり、与えられた法律を誠実に実行するという機関でございまして、また、金融監督庁がもし何か不備があつて法律をつくつてもらいたいと思うときには、大蔵省の金融企画局にお願いする、こういう仕組みになつてゐるわけでございます。

果、きちつとした法律になった暁には、その法律をよく勉強させていただきまして、それに従つた私どもの方針を打ち立てて、それに従つて行動したいと思っております。

的資金を使った場合には、総理、どこに幾ら、どういう対象に使つたか、こういう点について、債務者の名前は当然挙げることはないけれども、それを明らかにするというのが官澤大蔵大臣の御答弁であったというふうに理解してよろしく、さうですねと申し上げたところ、さように存じます。というふうに総理大臣は答えられておりますので、今の状況でも、もしそういう公的資金を使つようなことがあれば、債務者の名前は出す必要はないけれども、どこに幾ら、どういう種類に使つたのか、どういうところに使つたのかといふようなことは出すということになつておりますので、それは記録のために申し上げておきます。

それから、経営者の責任について、やはりこれも私が八月十八日に、法案の四十六条、虚偽申告をした、債務超過が実はあるのにはないというようなことを言つた場合に、これについて百万以下の過料に処するといふふうに原案はなつてているので、これは非常に軽過ぎるんじやないか、刑事上、民事上の責任を追及するということが言われているのに、それは少な過ぎるということに対し

て、宮澤大蔵大臣は、やはりよく素人にはわかりにくい從来のいきさつとか横並びとかいうものがございまして、一つ一つ見ると、いかにも甘いという感じがしないこともないけれども、そういうような観点があるようございますので、一度専門の政府委員を私のところ、西川のところへ説明に伺わせるようにいたします。こういうふうに御回答願っているのですが、八月十八日から今、九月まで、まだだれも来られていないのです。が、この辺はいかがなものでしようか。

○宮澤国務大臣 それは失礼いたしました。

私の申し上げようとしましたのは、罰則といふのは実は、いわゆる横並びというのが非常に難しい問題のようございまして、それから過去と現在とのバランスというものがまたござります。それで、これは法務省でございますかね、ちょっと私のような素人がうつかり物を申せない世界なものでございますから、そちらの方にお願いしようと思つておりますし、それはうかつをいたしました。私の方からお願いを申し上げるよういたします。

○西川(知)委員 そこで、今度は金融監督庁長官にお尋ねしたいのですが、預金保険法の第二条の四項の規定ぶりと同じような規定がありまして、それが破綻の要件になつてゐる、こういうことでござります。預金の払い戻しの停止またはそのおそれがあるということが破綻の定義なんですが、これが、これは金融監督府が、ちょっと時間がなないので申し上げますと、議事録の七十五ページに、こういう規定になつてるので、決して裁量がないかと申し上げたときに、要するに、預金の払い戻しの停止のおそれがあるということを自由裁量的に判断してもらつと困るというので、この点について第三者者がチェックをする必要があるんじやないかと申しますと、第三者がチェックをする余地があるというふうに実は思つております。

て、議事録を読み返しまして、裁量の余地がない、というふうに長官はおっしゃっているのですが、またきょうも時間がなくなつたのですが、今でもそういうふうに思つていらっしゃるのか、また、全然裁量の余地が本当にないのかどうか、御答弁願いたいと思います。

○日野政府委員 お答えいたします。

この第四項は、「この法律において「破綻金融

博才，門深鄙人也。元和末，累擢中書舍人、刑部員外郎。



一つ挙げるとなると、審査委員会の運営なんでしょうか、それとも正確な審査なんでしょうか、それとも結果責任なんでしょうか。一つだけお答えください。

○佐々波参考人 私自身としては、公正でかつ中立な立場の審査だ、それが円滑に行われるようというふうにお答えしたつもりなんですけれども。

○小池委員 御答弁では最初の部分は抜けておりましたが、いずれにせよやはり、公正、正確とおっしゃいましたか。済みません、エクササイズさせてください。

○佐々波参考人 ここへずっと立っている方がいいですか。運動になつてよろしいのですけれども。

○公正かつ中立的な立場での審査の円滑な進行というふうに存じております。

○小池委員 それじゃ、立つたついでということはないですか。けれども、先ほどの件なんですけれども、またちょっと戻りますけれども、要請があつた各行の資産状況であるとか格付であるとか、そ

ういったことを考慮なさつて、そして今回の三月の時点での結果を出された。そのときに、大体要請に基づいて結果は出でているのですが、金利の点については上乗せがかなり多かつた。各行の方では、むしろそういうばらつきについて若干不满を持っていたりもするわけでござりますけれども、そのときに一番要請額を減らされたのは長銀と日債銀なんですね。この減らされた理由は一体何だったんでしょうか。

○佐々波参考人 今回の注入に関しましては……

○相沢委員長 佐々波委員長。発言は許可を求めてください。

○佐々波参考人 よろしくうございますか。今回の注入の目的なんですか。いわゆる各行の自己資本比率の充実といううことに資するという目的から、申請内容と決定とが違つたのだというふうに存じております。

○小池委員 私が思ひますに、あのとき後口一ノの方の問題があつたのですが、むしろあのとき

は、値切るというよりは逆の形で資本注入をやつしましたが私は効果があつたのではないかといえください。

○佐々波参考人 私自身としては、公正でかつ中立な立場の審査だ、それが円滑に行われるようというふうにお答えしたつもりなんですけれども。

○小池委員 御答弁では最初の部分は抜けておりましたが、いずれにせよやはり、公正、正確とおっしゃいましたか。済みません、エクササイズさせてください。

○佐々波参考人 ここへずっと立っている方がいいですか。運動になつてよろしいのですけれども。

○公正かつ中立的な立場での審査の円滑な進行というふうに存じております。

○小池委員 それじゃ、立つたついでということはないですか。けれども、先ほどの件なんですけれども、またちょっと戻りますけれども、要請があつた各行の資産状況であるとか格付であるとか、そ

ういったことを考慮なさつて、そして今回の三月の時点での結果を出された。そのときに、大体要請に基づいて結果は出でているのですが、金利の点については上乗せがかなり多かつた。各行の方では、むしろそういうばらつきについて若干不満を持っていたりもするわけでござりますけれども、そのときに一番要請額を減らされたのは長銀と日債銀なんですね。この減らされた理由は一体何だったんでしょうか。

○佐々波参考人 今回の注入に関しましては……

○相沢委員長 佐々波委員長。発言は許可を求めてください。

○佐々波参考人 よろしくうございますか。今回の注入の目的なんですか。いわゆる各行の自己資本比率の充実といううことに資するという目的から、申請内容と決定とが違つたのだというふうに存じております。

○小池委員 私が思ひますに、あのとき後口一ノの方の問題があつたのですが、むしろあのとき

は、しかし事は、やはり三月の資本注入、そして、これから大きな決断であつたり、そこには至るまでのデューブロセスがどのようにして透明性が確保され、そして、それに対するアカウントアドバイザリーが実際あるのかどうかといつても若干お伺いしたいと思つております。

それじゃ、ちょっと委員長、今回の任命の件にうふうに思うわけなんですね。

○佐々波参考人 先ほどからのラインシートのことで、結局これらになつていなかつたという話を受け取つておりますけれども、私は、委員長の大変な御功績、お書きになりました「国際分業と日本経済」を国会書籍の方からお借りしてまいりました。若干数

学の方が苦手なもので、わかるページと全くわからないページとあって、これまでの御功績というのを改めて感じさせていただきました。また

これまでの御経歴というのは、本当に女性として非常に誇らしく思うような大変な御功績がおありになるわけでございますが、今回この委員長への御就任に際して、いつ、どなたから、どういふことまでこのお話をあつたんでございましょうか。

○佐々波参考人 非常に個人的なことにも関しますので、お答えできないというふうに思います。

○小池委員 では、逆に、個人的なお話なのでどうぞお聞きくださいますが、お受けになつた最大の理由、佐々波教授を委員長の職につくということに動かした最大のモチベーションは何だったんで

しょうか。決意に至る最大の理由。

○佐々波参考人 こういう公の場で個人的なことを一々お答えしなきやいけないんでしようか。

○小池委員 いや、決意ですよ、委員長としての。

○佐々波参考人 審査会の役割ともかかわる問題ですけれども、いわゆるラインシートの精査その他は、検査官その他専門スタッフというものの結果を踏まえて公正な審査を行うというのが審査会の役割だというふうに存じております。

それから、私の経験をいろいろ、今まで借りてきましたが、ありがとうございました。お礼を申し上げた上で申し上げますと、マクロ経済というのは金融部門と非常に大きな、深い関連がありますが、マクロ経済、殊に私の場合には計量経済もいたしますので、いわゆるデータを見ています。その経験の限りでは、今後もこの

経験を生かしていただきたい。これはプライベートの発言でござります。

○小池委員 先ほどから委員長の個人的なお話を伺わせていただいて非常に恐縮には思つてゐる

それから、これはまさに個人的なことになるわけでございますけれども、きのうでしたか、国連の統計で、人間開発指数というのが、我が国が七位から八位に低下したというのがございました。この低下の原因というのが、女性の政治経済活動への参加という、ジェンダーインパワーメント測定というのがまた落ちてきているというようなことなんですね。

基本的に、今回の、佐々波委員長、私、マスコミを読んでおりまして、いつも腹立たしいんです。委員長の御就任云々の話、個人的なことだから言えないということでおざいましたが、まず慶応であるということ、それから女性であるということを言っているんですね。これは腹立ちませんか。

○佐々波参考人 女性であることというのと慶應であることと、両方お答えするわけですか。慶應義塾に関しては、長いこと教えておりましたので、今回の公的資金活用につきましても、最も本質的な部分、つまり、金融機関の自己資本の充実というような枠組み、学問で言えばいわゆるフレームワークというものを活用していくということが非常に大切である。いわゆるペー

シックスな、ペーシックスというのは、基本的なことの重要性というのは、長いこと私も教えさせていたいたもののがありますので、慶應義塾での経験というのを生かしていただけるというふうに考えております。

女性の点でござりますけれども、その点について支援してください方というのが大勢いることは事実です。ただ、日本人といたしましては、八割以上です。

○小池委員 私は、佐々波委員長のかわりに怒っているんです、マスコミに対して、書き方に対して。それで、不思議なことに、最近は、急にここへ来て、金融危機があつと起こつてから、日本版

S E C の委員長に、これまた労働省のベテランで、ケニア大使を御経験なさった方が今委員長を務めておられる。それから、日野長官にはきょうもお越しいただいています。その候補者の前に

挙がっていたのもやはり女性なんですね。

これはだれに言つていいのかわかりませんけれども、何か状況が危機的状況になると急に女性にふうにも思うわけなんですね。逆に言えば、サッチャードさんにとって、保守党の候補者が乱立して、落としどころがないというのはいかがなものかといふうのを活用していくわけでおざいます。

ですから、チャンスはチャンスなのですね、あ

る意味で女性とすれば。しかしながら、ある意味

で、今回の委員長もそうやつて、女だからなどと

言われて、そしてまた、この委員長の職に限るわ

けではございませんけれども、今肝心な男性たち

はどこかへ行つてしまつて、みんなだれも責

任をとろうとしないのですよね。急にそこに女性

を持つてくれれば事足りりというようなことで、私

はそういうふうにも感じるところがあるわけでござります。であるならば、この審査委員会の委員

長のポストはずっと女性にしてほしい、それから

S E C の証券監視委員会の方も、であるならば

持つておられるわけでおざいます。

いすれにいたしましても、これに出ている、人

間らしさ、日本七位から八位にというようなこと

などを見まして、今全体的な経緯を見て私は非常に大きな疑問を抱き、また、だからこそチャンスではないかというふうにも思つてゐるところでござります。

さて、本題にまた戻させていただきますが、日野長官、長銀の調査でござりますけれども、一体いつ出るのでございましょうか。最初、益明けど

いうお話をございましたが。

○日野政府委員 御答弁申し上げます。

ただいま長銀の立入検査を行つておりますので、まだ立入検査から戻つてきておりません。検査ど申しますのは、立ち入りを開始してから立ち入りが終了するまでをいうのではなくて、立ち入りが

終了してから戻つてきて、そして平たく言い

ますと整理といいますか、いろいろな文書を起案

したりする作業がございます。これは金融監督庁

の内部で意思を決定して、そしてそれを金融機関

に通知するということをお許しいただきたいと思

います。

これは何回もお尋ねで御答弁申し上げております。

ですが、いつ終了するかということは、今のところ申し上げられないことをお許しいただきたいと思

います。

○小池委員 それから、日野長官のこれは九月二

日の時点での御答弁でございますが、「私どもが

行つておる検査を住友信託が」「デューデリジエ

ンスをかけて、さらに住友信託が合併という観点

から改めて資産の内容を検査されることになるだ

ろうと思います。恐らくは、それは物差しが大分

違つてくるのじやないか」というふうにお答えが

あるわけでおざいます。

外部の会計監査人が入つて、そして住友信託

をクライアントとして精査していくということでおざいますね。その物差しは大分違うということ

なのでござりますけれども、住友信託は、長銀と

の合併話が出て、そして今長銀の中身を精査しなければ、これははある意味で住友信託の株主に対し

ましても被害が及ぶといいましょうか、これは長

銀の方の話でござりますけれども、実際に今回の

不良債権の切り離し、放棄ということについて

いるところでござります。それだけに、また住

友信託にしたつて、やはりこの金融危機においては万全な健康状態とも言いがたい。であるからこそ、いろいろな条件を出して、そしてまた相手方

の家柄、健康、血液型そのほか、すべてを精査し

て真剣に考へるというのには、これは住友信託の経

であるならば、公的資金云々、長銀の話でござりますけれども、五千億、六千億超、この超がわかれかないのござりますけれども、そもそも物差しが違つてくるのはおかしいのじやないか。

本の納税者のお金と、私は真剣度は基本的に同じである。よつて、物差しがどつちが厳しくてどうか緩いというふうにおっしゃるのかわかりませんけれども、私は本来は物差しが違つてくるのはおかしいと思うのでございますが、長官、いかがでしようか。

○日野政府委員 ただいま委員は男女の結婚例えられてお話しされたように理解いたしますが、私は物差しが違うと思います。

それは、私どもの行つておる検査は、ゴーイン

グコンサーンというのを前提といたしまして、三月に行つた自己査定、これを今検査しているわ

けでござります。これは通常、企業の場合には期間損益を前提といたしまして、これをはかるため

に会計の決算をやり、あるいは監査をやる、こう

いった物差しでありまして、この期間損益という立場から見ますと、いろいろな意味で、住友信託

がこれから実行するというふうに言われておりますデューデリジエンスというのとは、やはり物差しが全然違つてゐるのじやないかと思ひます。

つまり、合併といいますのは、駆逐に説法で大変恐縮でござりますが、長銀の株主が長銀といふ

企業価値をお金で売却するわけでおざいます。住

友信託はそれを買うわけでおざいますから、言つてみれば商品でござりますね。そうすると、それ

でできるだけ安く買おうというのは、これは当然でござります。それから、売る方はできるだけ高く売りたいということにならうかと思ひます。そ

こで、両方の間の意思が合致したところで商品の

値段がつくわけでおざいますが、結局、できるだけ安く買おうとする住友信託としては、非常に嚴

しい物差しを使わざるを得ないのではないか。

つまり、合併とそれから清算とかあるいは破産

というのはまるさり違いますけれども、つまり、

清算とか破産といいますとこれは完全にくず鉄を売り払うような感じになりますが、それとはちょっと違いますが、普通なら、ここで企業を全部やめにしてしまうということになりますと全部費用になるはずで、それが費用になる。費用になると翌期あるいは翌々期にその資産として繰り延べることができますね。

そういうことからしますと、つまり物差しがやはり違ってくる。どちらが戻しかというふうに言われますと、やはりデューデリジエンスの方がより一層厳しい物差しになつてくるのではないかというふうに思います。

○小池委員 時間が参りましたので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○相沢委員長 これにて小池君の質疑は終了いたしました。

次に、春名真章君。

○春名委員 日本共産党的春名真章です。きょうも長銀問題について御質問させていただきたいと思います。

言うまでもなく、長銀は、一九五二年の長期信用銀行法に基づきまして、産業界に設備投資などに必要な長期資金を供給することを重要な使命にして設立されました。その使命を果たすために、特に金融債の発行が認められるということになりました。

金の万全な保全、確実な担保、これを徹することに付けるという性格上、融資に当たっては、貸付債券を発行して資金調達を行つて長期資金を貸し付ける必要があります。その精神が長期信用銀行法の第七条で、その保全及び回収の確保を図るために、確実な担保を徹し、また

三番目は、全国銀行との比較を見ますと、三ページ目、四ページ目、五ページ目ですが、不動産、金融・保険業への貸出比率は、最初から長い間さるに開いてきているということです。

○伏屋政府委員 お答え申上げます。

長期信用銀行法には今先生の言われたような規定がござります。

○春名委員 そういう精神で第七条で書かれております。

安全にかたく仕事をすることが厳しく要請される特別の銀行である。その銀行である長銀がなぜ破綻寸前になったのか、吸収合併と言われるような事態にまで陥つていつたのか、そこが問題です。いまして、きょう議論をしてみたいと思います。

きょう、五種類のグラフをつくりてまいりました。大蔵大臣にもぜひご覧いただけたらと思います。

まず、このようなことはもう御存じかもしれませんけれども。

上から、長銀の業態別の貸出残高の比率でございます。二ページ目は、貸出残高の額でござります。その歴史的推移。三ページ目は、第二地銀まで含んでいるのですが、長銀と全国銀行の不動産業への貸出比率のそれぞれ比較でございます。同じ四枚目は、金融・保険業への貸出比率の比較でございます。最後に、製造への貸出比率の比較でござります。それぞれ有価証券報告書とか資料でございまして、確かな数字でございます。

この資料をつくつてみまして、私は大変驚きました。その特徴を私なりにまとめてみますと、第一に、貸出比率も貸出額も、本来の製造業への貸し出しは一貫して減り続けながら、建設、不動産、金融・保険、こういうバブル関連業種への貸し出しが、率だけではなくて額も増大をしている

ということです。

○宮澤国務大臣 今チャートをいただいて拝見しておりますと、おっしゃったような傾向が見えますが、これは、私、決して間違っているとかいうか、御意見を聞かせてください。

○宮澤国務大臣 今チャートをいただいて拝見し

た。正規債権を含む全債権の中で占めている灰色債権、一分類、この比率が一二・七%なんですね、ごらんになつていて、それが債権が焦げついて不良化をし、今日の事態を生み出したことは明らかです。

九月七日に当委員会に長銀から資料が提出されました。それを委員の皆さんもご覧になつたと思いますけれども、私もこれを見て驚きました。正常債権を含む全債権の中で占めている灰色債権、一分類、この比率が一二・七%なんですね、ごらんになつていて、それが債権が焦げついて不良化をし、今日の事態を生み出したことは明らかです。

この推移を見て私は非常に驚きましたが、大臣、きょう初めてお渡しするのですけれども、こうした業務の方向性というものが、さきに申しました長銀法の規定、精神に照らして一体ふさわしいのだろうか、どのようにお考えでしようか。

○宮澤国務大臣 今チャートをいただいて拝見しておきましたが、おっしゃったような傾向が見えますが、これは、私、決して間違っているとかいうことを申し上げていいのではありませんが、全国のマネーセンターバンクスの傾向はどうなのが、傾向としてはきっと同じなんであろう、ただ、それが長銀の場合により顕著だということかなと

こうした数字はひどい実態の一端を示すものだと思つて今拝見しておりました。

創設当時、一九五二年、昭和二十七年でございました。

こういう数字はつかんでいらっしゃったのでしょうか。つかんでいたのなら、どのような是正の指導を行つてきたのか、明確に答弁をいただきたいと思います。

○乾政府委員 議員御指摘になりましたような計数の基本的なところは、大蔵省時代あるいは金融監督を通じて把握をしていました。

それに対しまして、大蔵省時代、金融監督はまさに検査を今やっているわけでござりますけれども、長銀に対する検査を通じましてそうした実態を把握するとともに、最近議論されておりますようなそなうした問題点、例えば審査管理体制の充実強化、あるいは不良債権の適切な処理について、指導あるいは改善状況のフォローアップをその時々において行つてきたと承知しております。

○春名委員 抽象的でよくわからないので、具体的に聞いていきます。

○五味政府委員 最近の日本長期信用銀行に対する検査は、前回が平成八年四月十七日から六月二日まで、その前は平成四年の一月十三日から二月二十一日まで、こういう日程で検査に入つております。

○春名委員 そのときの検査で何を発見された、長銀に対するどんな指導をやつたのでしようか。

先ほど、管理体制を強化するとか適切な不良債権処理をやるとかいう抽象的なことを言われましたけれども、これだけの数字が如実に示されているのであって、不動産業界やノンバンクへの融資に傾斜している点について、あるいは長銀の融資のあり方そのものについて、どのような忠告あるいは勧告を行つて御指導されてきたのか、具体的に答えてください。

○乾政府委員 長期信用銀行におきましては、バブル期におけるその旺盛な資金需要の高まりから、先ほど議員御指摘のありましたような不動産

にやや結果的にウエートが高まつた貸し出しといふものが急増してまいりまして、その結果、その後のバブル崩壊、あるいは地価の下落に十分な対応ができずに不良債権が増加した。これは長期信用銀行に限らず、日本の金融機関が多くれ少なかれ直面している問題でありますけれども、長期信用銀行の場合にはその傾向が、先ほどのグラフで示しのように、やや顕著であったのかなと思います。

それで、こうした事態に対しまして、先ほどもお答えいたしましたように、これは大蔵省当時からでありますけれども、検査結果等を踏まえまして必要な与信における審査管理体制の充実強化、不良債権の適切な処理について、その指導を行つたところでござります。

○春名委員 先ほどと同じ答えでございまして、そういうことをやついて、なぜこういう数字に指摘までされてきたわけです。

それで、第四十一回銀行局の金融年報というのがあります。平成四年版のコピーですけれども、長期信用銀行は三社ありますけれども、平成三年度、平成四年の一月ですからね、検査をやつたのは。この平成三年度に検査を行つているのは三社

の中で長銀だけです。だから、このやつた検査の結果がここに具体的に書かれてあるわけです。第四十一回銀行局金融年報、平成四年版であります。この結果と特徴をここでこう述べているのです。この結果と特徴をここでこう述べているのであります。グラフの三枚目をそういう目でもう一回見てください。この指摘をした九二年以降、パンクや不動産業への貸し込みがあふえていることになります。グラフの三枚目をそういう目でもう一回見てください。この指摘をした九二年以降、不動産への貸出率はさらに増大しているじゃないですか。一体どうなつてているのですか、これは本当にまじめに検査をしていく、本来の長銀法に基づく方向で正しい是正をしていく、そういう具体的な指導はどういうふうにやつたのでしょうか。全く今の答弁では私はわかりません。そのことをもう一度お答えいただきたいと思いますが、いかがですか。

○日野政府委員 今朗読なさいました平成四年の「不動産関連融資やノンバンク向け融資の増加などにより堅調な伸び」であるというふうに言った後には、貸出金の内容はこう言つてます。それは、當時の大蔵省の金融検査の立場から見て、ベストの指導といいますか指摘をしたものと思ひます。ただ、それに従うかどうかということ

が増大しているということをはつきりこの時点でお指摘をさせていらっしゃいます。

また、その上に立つて、審査管理面の留意点とお示しのように、やや顕著であったのかなと思いま

す。それで、こうした事態に対しまして、第一点が「債務者との過信や他行追随から、実態把握等不十分なまま貸し進み、資金の固定化が見込まれるもの」、第二点が「子会社経由で不動産業へ転貸融資を行つたものの、転貸先の事業の悪化及び財テク失敗により資金が固定化しているもの」、第三、「具体的な事業計画等の検討不十分なまま期日延長を繰り返し、値上がり期待による土地の長期保有を容認しているもの」「など、審査管理が不十分な事例がみとめられている」のである、はつきりとこう指摘をしています。このままではだめだ、不良債権がふえている、子会社経由で不動産業者へ転貸をしたけれども、その不動産業者の事業が悪化したり、財テクに走つたりしていく、その資金が固定化しているということまで分析をしている文書があるわけであります。

重大なことは、その検査後も相も変わらずノンバンクや不動産業への貸し込みがあふえていることがあります。グラフの三枚目をそういう目でもう一回見てください。この指摘をした九二年以降、不動産への貸出率はさらに増大しているじゃないですか。一体どうなつてているのですか、これは本当にまじめに検査をしていく、本来の長銀法に基づく方向で正しい是正をしていく、そういう具体的な指導はどういうふうにやつたのですか。全く今の答弁では私はわかりません。そのことをもう一度お答えいただきたいと思いますが、いかがですか。

○春名委員 九年の十一月から九三年の八月まで総理の要職につかれて頑張つておいでだと思ってるのはたしか十一月から十二月だったと思いまして、不良債権の問題を取り上げて、これは公年、当時はどういう役職、お仕事をされていたのか、思い出して言つてください。

○宮澤国務大臣 平成四年は総理大臣であります。調査の評価を出したこの文書、この本になります。それはたしか十一月から十二月だったと思いまして、その平成四年なんですね。私は公的資金投入ですか。とんでもない話ですね。私は本当に許せないと思う。

○春名委員 そんな無責任なことを言つて、後で公的資金投入ですか。とんでもない話ですね。私は本当に許せないと思う。

この検査をやつたのが平成四年一月であります。調査の評価を出したこの文書、この本になります。それはたしか十一月から十二月だったと思いまして、その平成四年なんですね。私は公的資金投入ですか。とんでもない話ですね。私は本当に許せないと思う。

○春名委員 そんな無責任なことを言つて、後で公的資金投入ですか。とんでもない話ですね。私は本当に許せないと思う。

○宮澤国務大臣 は、またこれは別な問題でございまして、行政機関としては、その当時のやつたこととしては、それが従つてもらえるものと思つて恐らく行われたものというふうに思つております。

○春名委員 そんな無責任なことを言つて、後で公的資金投入ですか。とんでもない話ですね。私は本当に許せないと思う。

○宮澤国務大臣 ございます。

○春名委員 総理大臣になりますと、首相動静といふのが毎日出ますが、あれをいつも私たちも拝見しているわけですけれども、それをめくつてみると、杉浦當時相談役なんですねけれども、杉浦さんとこの期間に十二回お会いになつております。(宮澤国務大臣「どの期間ですか」と呼ぶ)

九一年の十一月から九三年の八月でございます。杉浦當時相談役なんですねけれども、杉浦さんとこの期間に十二回お会いになつております。第一回目が九一年十一月十四日で、総理におなりになつた直後、官邸にお呼びして、杉浦さんと面談をされております。それを皮切りにしまして十二回やられていくわけでござりますけれども、会食あるいはゴル

フなどが中心でござります。こういうふうに、何度も杉浦さん自身にお会いになつてゐる、この一年数ヵ月の間ですね。そして一方では、これだけひどい方向が進んでいるから経営の改善をといふことも検査では言つてゐる。そういう事態をお知りになる立場にもちろんあつたわけでございまして、この杉浦さんを通じてでもそういう話をされたのでしょうか。どういうことになつてゐるのかという話をされた記憶はありますか、いかがですか。

○宮澤國務大臣 長い友人でございますからよく会つておりました。しかし、仕事の話は私は一切いたさない。

○春名委員 それでは、会食やゴルフの代金ですが、どなたがお払いになりましたか。相手側がお払いになつたのでしょうか、御本人ですか。

○宮澤國務大臣 それは記憶ございません。

○春名委員 指導すべき立場にある、そして九二年の検査で、これだけ大事な今日の公的資金投入かと言われるようなところまで今破綻の道を歩んできた、そして検査の結果も出た、そういうときに十二回、総理在職期間中十二回お会いになつているわけですね。仕事の話はされてないと言うかもしけないけれども、それだけ大きな問題だったわけでしょう。まあ私に言わせていただければ、言葉がきついかもしれないけれども、接待を受けていたのかもしれない。接待でしょう。指導監督しなければならない立場にありながら、これでは接続けじやありませんか。一番長銀を甘やかしてゐるのは実は宮澤大蔵大臣かもしれないと言われても仕方がないような事実ではないでしょか。そういう御認識であるのかどうか、私は非常に大事だと思うんです。いかがですか、大蔵大臣。

○宮澤國務大臣 この間も、赤旗に何かそんなことが書いてございました。しかし、当長銀が何か悪い銀行だと、間違つたことをしたとかいうふうにございませんし、相談役でいらしたんでもうんじやございませんし、相談役でいらしたんでしょうか、杉浦さんは。それは、二つのことは一緒に

にお答えするはどうも、ちょっと難しいんじやないかと思います。

○春名委員 当時、悪いことをしていらないんじやないんです。しているんです。

○ナショナルグループの海外リゾート、ホテル、ゴルフ場、さまざまなプロジェクトに對して、長銀グループは、なんとも……。(宮澤國務大臣「何年からですか」と呼ぶ)八六年以降です。足

早にお金を貸し込んでいきましたね、プロジェクトのときには六千億円貸し込んでいく。同じとおりです、そして、堀江頭取に言わせれば、三千八百億円だと言つておりますけれども、その後パブルが崩壊をし、イ・アイ・イ・グルーブとの関係も破綻をするんですね。縁を切るというのが九三年の七月です。一番ひどいことをやつていたんですよ、そのときにも。そして九二年に

は検査に入つておる、こういう時系列があるわけであります。

○相沢委員長 質疑時間が終了しておりますので、御協力願います。

○春名委員 国民は、こうしたあなたの方の姿勢、そうした癡着した姿にやはり憤りを覚えてるんだと思います。公的資金投入は私は断じて許せないということを申し上げ、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○相沢委員長 これにて春名君の質疑は終了いたしました。

次に、濱田健一君。

○濱田(健)委員 前回に引き続きまして、国土府長官に不動産の権利等の調整法についてお尋ねをいたしたいと思います。

八月二十五日の本会議における私の代表質問に對しまして、ゼネコン救済を目的にしたものではありませんが、ないという答弁が、この調整法についてございました。

しかし、この質問を聞いた何人かの人たちからは何か不道德なことがあるとか法律違反があるなどとが書いてございました。しかし、当長銀が何いましたのは、恐らく、経営がどうもうまくないかつた、そういうことをおっしゃつたわけございませんね。それはそうかもしれないんです。そつ

かもしませんが、だからといって、友人は友人にござりますから、何も犯罪人とつき合つたといふような話じやございません。

○春名委員 そんな極端なことは言つております。しかし、会食をされて、交流もされております。そして、その中で、今日の事態をつくり出した。そして、結果もわかつて、検査もやつてきました。結果もわかつて、検査もやつてきました、その事実を私は具体的に指摘をしているのでござります。

そして皆さん、九七年の政治資金収支報告が出ました。きのう、自由党の西川委員もおっしゃいましたけれども、長銀から、九七年、千八百四十万円という政治献金、引き続きもらっておりま

す。そして皆さん、九七年の政治資金収支報告が出ました。きのう、自由党の西川委員もおっしゃいましたけれども、長銀から、九七年、千八百四十万円という政治献金、引き続きもらっておりま

す。

○相沢委員長 質疑時間が終了しておりますので、御協力願います。

○春名委員 国民は、こうしたあなたの方の姿勢、そうした癡着した姿にやはり憤りを覚えてるんだと思います。公的資金投入は私は断じて許せないということを申し上げ、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○相沢委員長 これにて春名君の質疑は終了いたしました。

次に、濱田健一君。

○濱田(健)委員 前回に引き続きまして、国土府長官に不動産の権利等の調整法についてお尋ねをいたしたいと思います。

八月二十五日の本会議における私の代表質問に對しまして、ゼネコン救済を目的にしたものではありませんが、ないという答弁が、この調整法についてございました。

しかし、この質問を聞いた何人かの人たちからは何か不道德なことがあるとか法律違反があるなどとが書いてございました。しかし、当長銀が何いましたのは、恐らく、経営がどうもうまくないかつた、そういうことをおっしゃつたわけございませんね。それはそうかもしれないんです。そつ

ござりますけれども、その辺、大臣、いかがでございましょう。

○柳沢国務大臣 この法律が通りまして、制度が発足したときに、この調整制度の対象になるものは、当然、不動産の投資とかあるいは保有をしている業種が勢い多くなってくるということは、先生御指摘のとおりだらうと思ひます。しかし、私どもが今いろいろなところの情報を総合してみると、メーカーさんの場合であるとか、あるいは

流通業に携わっている方々の場合にもこういうケースに当たるとして対象になるものが想像されるということございまして、あくまでもこれは業種を限つて対象とするという制度ではないといふことを申し上げたし、また、きょうも申し上げたいと思うわけでござります。

そもそも、何か債務者だけがこの制度の場合に得をするというようなことに傾きがちな議論が

ちょっと多く見られるようになりますけれども、これはあくまでも貸し手である、債権者である金融機関が自分たちのバランスシートを最終的にくして、それで自分たちの残された債権についても健全化を図つていくことも目的になつておるということをぜひ御理解を賜りたい、重ねてお願いを申し上げる次第であります。

○濱田(健)委員 大臣が今お答えになつたとおりであるとしても、国民の感情というものは複雑なんですよ。

それで、一定水準以上の巨額な債務免除が許される、施されるという言葉は言い過ぎかもしれません、そういうゼネコン等については、国民の理解を得るために、経営陣の退陣、経営責任の厳格化、減資等の株主責任の明確化、しょっちゅうこれを言つているようでござりますけれども、債務免除方式を適用するための環境の整備、条件の整備、何らかの、こういう額以上はこういう責

任をどれよというような仕組みを考えあげることが国民の感情的な部分を和らげるのではないか、やはりゼネコン救済の傾向が強いんじやないかという批判的な声が寄せられているわけでござりますけれども、その辺、大臣、いかがでござります。

○柳沢国務大臣 本制度を適用するに当たつて、国民の理解をより一層深めていただくために、一つのガイドライン的に、ルールというかそういうものでこの制度を働くさせていくというか、機能させていくたらどうかというお話をございますけれども、やはりたびたび私申させていただいているわけでござりますけれども、譲り合いの中で一つの、双方がメリットを見出すような解決策を見出していくという場合に、余り固定的に枠組みを決めてしまって、その中でというようなことは、ちょっとなどみにくい事態を相手にすることにならないのではないか、こういうように思うわけでございます。

それから、経営責任の問題あるいは株主責任の問題の御指摘がありました。

株主責任について、先生は今減資というふうにおっしゃられたわけでございますが、ここで私はちようちゆう減資について議論をしようとは思いませんけれども、減資そのものが、何か株主責任をとるところにつながるといううちは、実は私も考えておりません。外部から新しい資本が入ってきたときにそのシェアをどのように決めるかというようななときに初めて、実は株主責任が、その会社の持つ資産に対するシェアが縮まるという意味で実現していくということはあるかもしれませんけれども、単純なる減資が即株主責任に結びつくというようなことはちょっとと考えにくくなという思いをしながらこの議論を聞いているわけであります。

いずれにせよ、企業を再建しながら債権債務の整理をしていく場合には、経営責任というようなことが話題になることはほかの私的な、任意な再建話の場合にも往々にして見られるところでありまして、この新しい調停制度あるいは調整制度におきましてもそういうことが前提になります。そして、前から申し上げておる三原則、つまり、公正、妥当、遂行可能という合意が見られることになるということは、私ども多くの場合そこで、そして、前から申し上げておる三原則、つま

○濱田(健)委員 大臣は、ガイドライン的なものはふさわしくないということでおざいますが、国民感情は、やはりこれまでのさまざまな問題、事件等々の中で厳格化された責任のとり方というものの強く要求をしておりますので、行政の責務としてもその辺の指導は強化をしていただきかなわないということを申し上げておきたいと申します。

大臣、どうぞお引き取りください。

次に、競売手続の円滑化法について一点だけ尋ね申し上げます。

競売手続は、担保不動産を強制的に売却し債務を、帳簿だけではなくて実質的に処理する上での弁済に充てる手続であり、担保つき不良債権を、いわば最後の手段だというふうに思つております。競売手続が円滑にかつ迅速に進められることは、不良債権処理を促進するために不可欠の要因となると私自身も心得ているところでござります。

ところで、現在の競売手続は時間がかかり過ぎる、一般国民が近づきにくいということなどが指摘されております。この法案に対して、提案者としては、競売手続に関してどのような問題が存在するか、これに対してもどのような解決をしようとするのか、またその結果どのくらい手續が迅速化されるのか、国民の皆さん方にその辺の具体的な部分をお知らせいただければ幸いでございます。

○村井議員 濱田委員にお答えいたしました。

競売手続につきましては、確かに先生御指摘のとおりの性格を持つ大変重要な制度でございますが、同時に、民事上のさまざまなる争いのある意味では最終的に解決する手段でございますので、そういう意味で、私どもとしてこういう根本的な制度につきまして若干慎重に対応していかなければならぬというふうにも思つております。

現在競売制度の抱えております問題点、委員御指摘のとおり、一つは、非常に時間がかかるつていう実は、ここに持つてまいりましたのは、ちょ

うどきのうの日本経済新聞の夕刊に載つております。東京地方裁判所の競元にかかる公告でございます。これを見ますと、平成元年、平成二年に物件になつた物件というのが幾つか載つてゐる、こういう実態でございます。一方で、平成九年、平成十年のものも相当多数載つておるわけでござりますから、決して、七年も八年もかゝつてゐる、こういうふうには言えないわけでございますが、現在、御案内のとおり十二万件を超える一応吹きだまりといいますか、たまりがあり、年間六万六千件ほど平成九年の場合でしたら申請が、新しい案件として出てくる。それを超えるものが処理されておるわけでございまして、そういう意味ではピーカクを越えているわけでございますけれども、しかし一般の受けとめ方としましては、大変時間がかかる、このように受けとめられていることは事実でございます。

一方でまた、いわゆる占有屋とかあるいは抗告屋というように呼ばれる連中がこの問題に絡みます。それから、執行妨害をやつておるという問題もございます。それから、執行裁判所がこれを処理する体制が果たして十分かどうかという問題がござります。それから、執行官や評価人による物件の調査あるいは評価、これに時間がかかるというような問題も指摘されております。それから、申し上げるまでもなく、不動産市況が非常に低迷しておりますと、なかなか売れにくいというような問題がござります。

そこで、私どもは、これらの問題をいろいろ検討いたしまして、どういう解決をしようかということで今度私どもの議員立法の案をお出ししていくわけでございますけれども、まず私どもとしては、執行妨害に対しまして対策を強化すると、いうことを考えまして、目的物件、問題になります物件につきましての執行官あるいは評価人の調査権限を強化いたしました。それが一つでございました。

それからもう一つ、買い受けの申し出をした差し押さえ債権者のための保全処分の制度の新設等

を行いまして、これによりまして非常に事業の処理がスムーズに進行することになるのではないかと思つております。

それから、手続の簡素化、円滑化を図るためには、税金の滞納処分と競合した場合の調整手続でござりますが、これの簡素化を図るという措置をとることにいたしました。

さらに、競売物件はあらかじめ現物を見ることができないことが多いものでござりますから、ローンを組みにくいという問題がござります。そこで、俗に横浜ローン方式と呼ばれている方式でございますが、これを法律的に可能な体制をつくつくりまして、一般の方々が参加しやすくするためには、買い受けた方が銀行ローンを活用するための措置を講ずる、こんなようなことをいたしたわけでござります。

そのほかには、例えば預金保険機構等が関与しました案件につきまして調査等を不要とするというような制度も用意しております。

こういった制度を総括いたしましてどのくらい手続が迅速化されるかということにつきまして概略申し上げさせていただきますと、申し立てから、売却され、配当に至つて終結するまで、これが一連の競売手続でございますが、概して二、三年年というところがある程度円滑にいきました場合の期間でござります。非常に円滑にいきました場合、もちろん一年で片づいているケースもござりますが、今まで二、三年程度の期間を要していく案件であつてもおむね一年で処理することを可能にいたしたい、こういうふうに考えておりまして、これによりまして迅速な競売手続を実現することに資すればと、こんなふうに考へている次第でございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

とについて、今説明してくださつてよくわかつたわけでござりますけれども、これから、今提案されている金融安定化法と一体となつて、今いろいろな論議がなされておりますけれども、一緒になつてその機能が生きてくるんだろうというふうに理解させていただきたいと思います。

もう一点は、根抵当に関する臨時措置法についてでござりますけれども、今お話をありました競売手続によって担保不動産を実際に売却するという

不良債権処理の方策、このほかに、金融機関が共同債権買取機構などに債権を売却して処理するという方法も一つでござります。したがつて、その譲渡の手続の円滑化を図り、障害があればそれを取り除くことの必要性、私も本当に大事だというふうに思います。

ただ、この根抵当権の臨時措置法、趣旨は理解できるんですが、国民にとってみると、この法案の構成が技術的な面が物すごく多いということです、わからぬなどという声がたくさんやつてまいります。この法案によってどのような仕組みで根抵当権つきの債権の譲渡の円滑化を図るかとするのか、国民の理解を促すことができるよう、ぜひわかりやすく説明を求めたいと思います。

○杉浦議員 濱田委員の御質問にお答えいたしました。どれだけわかりやすく説明できるかどうか自信がないのですが、登記法というものがございまして、登記をする手続が決まっております。実は、この手続が非常に厳格でございまして、しかも機械的にやらなければいけないということで、民法上は、取引の終了等によって元本が確定したら、もうそれは根抵当権じゃなくて抵当権になるんだというふうに言つてもいいと思いますが、その根抵当権の元本が確定したということを登記しなければいけないわけです。そのときに、債務者が、例えば協力が得られないとか、あるいは所在不明になつたとか、しばらく見つからないというような、極端な場合ですよ、そういう場合に、確定登記は共同申請しなければならないという登記法の定めがある

ものですから、スムーズに登記できないという記手続上の問題があります。登記官が受け付けてくれないんですね。

ですから、こここのところを改善しようということがございまして、元本、根抵当権では、御承知のとおり、極度額の範囲内で借りたり返したり、変動するのを極度額でカバーしようというわけでござりますが、金融機関の方で、取引の期限の定めがあるのは別ですが、定めがない場合には、もう取引は確定の登記を受け付けてくれるというふうにした

やめます、これ以上お貸しいたしませんということを書面できつちり通知したことだけで確定して、その書類を添付して登記所に出せば元本のとおり、極度額の範囲内で借りたり返したり、変動するのを極度額でカバーしようというわけでござりますし、そういう意味で、いわゆる公的なサービスというような言い方もある程度のところまでござります。

もし共同で申請できない場合には、競売の申し立てをしなければいかぬとか、場合によつては訴訟も起こさなければいかぬとか、お金もかかりますよね、時間もかかる。それを短縮化しようという趣旨で、先ほど村井先生が御説明なさつたような競売その他の債権処理を速くしようと趣旨で改正をお願いしているわけでござります。おわかりいただけますでしょうか。

○濱田(健)委員 私は乏しい知識で聞いておりますが、國民の皆さん方から、この法案が出ていろいろなことを尋ねられる。先生みたいに本当に実務に携わった方がもつと詳しく具体的に説明して貰いたいと思いますが、國民一般の皆さん方がこのことに実際に携わるということは少ないかもしれませんけれども、この法案を見てわかりにくいたいなということがあります。いうことで説明をいたいたわけでござります。

最後に、時間が来ましたので、簡単に

住宅金融債権管理機関、整理回収銀行、それら預金保険機関あるいはみずから債権回収を行うことができる機関ということでおざいまして、それには預金保険機関の場合は法律上特別の調査権限を持つて債務者の資産に調査を加えることができます。それでござりますし、そういう意味で、いわゆる公的なサービスというような言い方もできるのではないか。

また、住管機構や整理回収銀行は預金保険機関の支援を受けることができる。そればかりじやなく、いろいろな専門知識をお持ちの職員も多数抱えているというようなことでござりますので、法律の実態をよく考慮いたしまして、競売に関しまして必要とされる調査あるいは評価、こういうような手続につきましては、これらの三機関に関しては、その行つた調査あるいは評価をそのまま競売の手続に採用する道を開いた、いわばバイパスを認めたということでおざいます。これによりまして時間が短縮できるのではないか、このように考えたわけでござります。

○相沢委員長 これにて濱田君の質疑は終了いたしました。

次回は、来る十四日月曜日午後零時五十分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時六分散会